

夏と出会いを楽しんじゃおう！

「サマースイーツ
パーティー」開催

申し込みは

6/24(日)
まで

SOSA婚活

7/22 SUN

出会いのチャンスを逃さない！
婚活イベントでの
必勝ポイント

“結婚の意思がある人とだけ出会える”これが婚活イベントに参加する最大のメリットです。「結婚を目的とした異性が目の前にいる」という大チャンスを生かすのは“自分次第”です。

●まずはあいさつと自己紹介

イベントでは、第一印象が特に重要です。笑顔で、あいさつと自己紹介をしましょう。“明るい笑顔と大きな声で”がポイント。好印象を与えましょう。

●積極的に相手と話そう

イベント中は、積極的に相手と話すように心掛けましょう。イベントを楽しむためにも、受け身ではいけません。積極的に行動を起こしましょう。

●こんな行動はNG

「無表情で笑顔がない」「プロフィールを見ながらずっと話している」「行動が消極的過ぎる」など自分の印象を下げる行動はしないようにしましょう。

あなたの
ご成婚をお祝いします

平成30年度以降の出会い創出事業（婚活イベントまたは婚活サポーター）を利用し結婚した夫婦に対して、市から結婚祝い（匝瑳共通商品券1万円分）を贈呈します。まずは皆さんの吉報を下記までお知らせください。

☎企画課まちづくり戦略室 ☎73-0081

- 日時 7月22日(日) 14時～17時
- 場所 旭市内
- ※詳細は後日参加決定者にお知らせします。
- 対象 20～45歳の独身者
- ※男性は匝瑳市内在住者に限る
- 定員 男女各10人(計20人)
- 参加費 男性2,000円、女性1,000円
- 内容 自己紹介やフリートークなど

今年度の最初の婚活イベントは、夏のフルーツやデザートを囲んでトークを楽しむ「サマースイーツパーティー」です。爽やかなスイーツを楽しみながら、素敵な出会いを見つけましょう。

申し込み方法

6月24日(日)までに、電話またはメールで①郵便番号②住所③氏名(ふりがな)④性別⑤生年月日(年齢)⑥電話番号を左記までご連絡ください(メールの場合はタイトルに「サマー申込」と記入)。
※電話申し込みは土・日曜日を除く平日8時30分～17時15分です。

問い合わせ先

企画課まちづくり戦略室 ☎73-0081
✉k-senryaku@city.sosa.lg.jp

《注意事項》

- 申し込み多数の場合は抽選です。申込期限後に定員に満たない場合は随時受け付けをします。
- 抽選結果や詳細は開催日の約10日前までに郵送します。
- 指定日以降のキャンセルは参加費分の負担をいただきます。
- 男女同数にならない場合があります。また、申し込み人数や男女比により中止になる場合があります。

高齢者の介護保険

平成30年度からの保険料を見直しました

65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスなどに要する費用の見込みに基づいて3年に1度見直されます。平成30年度～32年度の保険料が右表の通り決定したのでお知らせします。

介護保険料は、皆さんが利用する介護サービスに掛かる費用などから基準額を算定し、所得に応じて段階別に決められています。今回は高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加などを踏まえ改定されました。

◆決定通知書の送付と納付方法

30年度の介護保険料額をお知らせする決定通知書は6月15日(金)に発送予定です。保険料の納付方法は次の通りです。

特別徴収の人…年金支給月に年金から介護保険料が差し引かれます。

普通徴収の人…通知書に同封の納付書により、近くの金融機関や郵便局、コンビニなどで納めてください。

口座振替の人…各納付期限日に口座から保険料が引き落とされます。

※災害や著しい所得の減少など納付困難な事情があるときは、下記までご相談ください。

☎市民課保険料班 ☎73-0086

◆所得段階別の第1号被保険者(65歳以上)の保険料

		区 分	年 額	
本人が市民税非課税	非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給者および生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付者で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人など	2万7540円
		第2段階	課税年金収入額と合計所得金額が120万円以下で第1段階以外の人	3万6720円
		第3段階	課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える人	4万5900円
	課税世帯	第4段階	課税年金収入額と合計取得金額が80万円以下の人	5万5080円
		第5段階	第4段階以外の人	6万1200円
本人が市民税課税	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	7万3440円	
	第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	7万9560円	
	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9万1800円	
	第9段階	合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	10万4040円	
	第10段階	合計所得金額が500万円以上1000万円未満の人	11万160円	
	第11段階	合計所得金額が1000万円以上の人	11万6280円	

※匝瑳市の「基準額」は第5段階の6万1200円です。

◆表1 改正後の保険料率

	平成30・31年度	平成28・29年度
均等割額	4万1000円	4万400円
所得割率	7.89%	7.93%

※千葉県内全ての市町村で均一の保険料となります。
※賦課限度額は62万円(28・29年度は57万円)です。

◆表2 改正後の軽減措置

区分	世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計	
	平成30年度	平成29年度
5割軽減	33万円 + (27万5000円 × 被保険者数) 以下の場合	33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下の場合
2割軽減	33万円 + (50万円 × 被保険者数) 以下の場合	33万円 + (49万円 × 被保険者数) 以下の場合

《被扶養者だった人の軽減》

後期高齢者医療制度への加入前日まで、健康保険組合などの被扶養者だった人は、均等割額5割軽減が適用されます。

《保険料の計算方法》

保険料は下記の計算式で求められます。

$$\text{年保険料額} = \text{均等割額 (4万1000円)} + \text{所得割額}$$

※所得割額は「(総所得金額など - 基礎控除33万円) × 所得割率7.89%」で算出

後期高齢者医療制度の保険料率など改正 保険料率は均等割4万1千円に

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2年に1度見直すこととされています。

このたび、平成30・31年度の後期高齢者医療制度の保険料率などが改正されましたのでお知らせします。

◆改正の概要

県後期高齢者医療広域連合では、少子高齢化による医療費などの増加に伴い均等割額を引き上げ(表1)、併

せて低所得者層に対する保険料率の増加を抑制するため、賦課限度額を57万円から62万円に引き上げました。また、軽減措置として、均等割額の5割軽減と2割軽減対象者を拡大しました(表2)。

新しい保険料率による30年度の保険料額は7月に決定し、7月中旬に決定通知書を送付予定です。

☎市民課保険料班 ☎73-0086